

障害者雇用支援に関する業務

障害者雇用に関する事業主の皆様への支援

《障害者職業生活相談員資格認定講習の開催》

障害者を5人以上雇用する事業所については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられており、その資格を認定する講習を実施しています。

《障害者雇用事例及び各種資料の提供》

障害者の雇入れに当たっての工夫・改善策や、障害者が職場で能力を発揮して活躍するためのノウハウを取りまとめた実践的なマニュアルや好事例集等を提供するほか、障害者雇用について様々な取組を行っている事業所の事例のインターネット検索サービス（障害者雇用事例リファレンスサービス）や就労支援機器の貸出し等について紹介しています。また、より専門的な支援を必要とする場合には、地域障害者職業センターをはじめとした適切な支援機関を紹介します。

《障害者雇用優良事業所等の表彰》

障害者を積極的に雇用している事業所、障害者の雇用促進と職業の安定に貢献した団体または個人、及び模範的職業人として長期勤続している障害者について、その努力と功績をたたえ、表彰を行っています。

《地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催》

障害者の方々が日ごろ職場等で培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者の方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、地方アビリンピック（障害者技能競技大会）を開催しています。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部高齢・障害者業務課

(所在地) 〒960-8054 福島県福島市三河北町7-14

福島職業能力開発促進センター内

(TEL) 024-526-1510 (FAX) 024-526-1513

(URL) <http://www.jeed.or.jp/>

(地図)



(交通のご案内)

・JR福島駅西口から北へ8分

高齢・障害者雇用支援についてのご案内

福島支部高齢・障害者業務課では、
事業主等の皆様に、

高年齢者等の雇用に関する

- ① 相談・援助
- ② 助成金の申請の受付

障害者の雇用に関する

- ③ 納付金制度に基づく申告・申請の受付
- ④ 助成金の支給申請の受付
- ⑤ 講習・情報提供、啓発活動等

の業務を実施しています。

～まずは、お気軽にご相談ください～

- ご利用時間は、午前9時から午後5時15分までです。
- 土曜日・日曜日・祝日は休みです。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部

高齢者雇用支援に関する業務

高齢者等の雇用安定のための給付金の申請受付

高齢者等の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に給付金を支給しています。
当支部（高齢・障害者業務課）では、給付金の申請窓口として、制度のご紹介やご相談などの周知・広報業務、および申請書の受付、点検、調査等の業務を行っています。

平成29年度において、支給を行っている給付金は以下のとおりです。

- 65歳超雇用推進助成金
 - ・65歳超継続雇用促進コース
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置に応じて一定額を助成します。
 - ・高齢者雇用環境整備支援コース
高齢者の雇用の安定のために雇用環境整備の措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。
 - ・高齢者無期雇用転換コース
50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。
- 高齢者雇用安定助成金（経過措置により支給）
 - ・高齢者活用促進コース
 - ・高齢者無期雇用転換コース

高齢者雇用に関する事業主の皆様への支援

定年の引き上げや廃止、継続雇用制度の導入または雇用管理の改善等に取り組む企業等からの要請等に基づき、高齢者雇用アドバイザー（※）が企業を訪問し、人事管理制度の整備、賃金・退職金制度の整備、職場改善、職域開発等について、専門的・技術的な相談・助言を無料で行います。また、相談・助言によって明らかになった課題の解決を図るため、以下のサービスも行っています。

（※）高齢者雇用アドバイザーとは、高齢・障害・求職者雇用支援機構が委嘱し、全国に配置している高齢者雇用問題に精通した専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等）です。

《企画立案等サービスの実施（有料）》

高齢者雇用アドバイザーが、その専門性を活かして、人事・労務管理上の諸問題について、具体的な解決案を作成し、高齢者雇用のための条件整備の提案を行います。また、中高年齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、事業主の要望に合った研修プランをご提案し、研修を行います。さらに、サービス実施後のフォローアップも行います。

《企業診断システムによる診断（無料）》

企業診断システムとは、簡単な質問票に記入するだけで、高齢者を活用するための課題（職場改善、健康管理、教育訓練に係る改善の糸口等）を提供するシステムです。診断結果に基づき、高齢者雇用アドバイザーがその課題解決策についてわかりやすくアドバイスします。

障害者雇用支援に関する業務

障害者雇用納付金等の申告・申請受付

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主（※）は障害者雇用納付金の申告が必要です。そのうち、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金の納付が必要です。当支部（高齢・障害者業務課）では、障害者雇用納付金の申告が必要な事業主の方からの申告書、また、障害者雇用調整金等の支給を受けようとする事業主の方からの申請書の受付等を行っています。

（※）平成27年4月より、常時雇用している労働者の数が200人を超える事業主から100人を超える事業主に対象が拡大されました。

《障害者雇用納付金制度について》

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別な雇用管理が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とは、経済的負担に差が生じることとなります。本制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

《納付金等一覧》

- 障害者雇用納付金
- 障害者雇用調整金等（支給金）
 - ・障害者雇用調整金
 - ・報奨金
 - ・在宅就業障害者特例調整金
 - ・在宅就業障害者特例報奨金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請受付

障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」）は、障害者雇用納付金を財源とし、事業主等が雇用する障害者個々の障害特性から生じる就業上の課題を解決するため、一時的な経済的負担が生じる場合等に、機構の予算の範囲内で支給するものです。事業主等が施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れ又は雇用継続が困難であると認められる場合に、その費用の一部を助成します。当支部（高齢・障害者業務課）では、助成金を受けようとする事業主等の方からの申請書の受付等を行っています。

《助成金一覧》

- 障害者作業施設設置等助成金
- 障害者福祉施設設置等助成金
- 障害者介助等助成金
- 重度障害者等通勤対策助成金
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

